

2021年7月26日

兵庫県知事 井戸敏三 殿

兵庫県民主医療機関連合会
会長 大澤 芳清
尼崎医療生活協同組合
理事長 大澤 芳清
社会福祉法人 虹の会
理事長 藤岡 一郎

新型コロナウイルス感染症対応等に対する介護現場からの要望書

[要望の主旨]

私どもの運営する介護事業所では、新型コロナウイルス感染症拡大における第3波、第4波の中で新型コロナウイルスの集団感染を経験してきました。厚労省、兵庫県、関係団体等の通知等を実践し、感染対策を行ってきましたが、無症状者からの感染拡大により陽性者発見初動時には施設内で感染が拡大しており、封じ込めに時間を要すなど、現場は大変な苦労をしながら、利用者の命を守るために奮闘してきました。

集団感染の経験を踏まえ、今後の第5波、第6波に備えて、利用者と職員、そして地域を守っていくうえで、以下のとおり要望します。

記

1. 介護事業の利用者が陽性となった際、速やかに入院できる体制を取ること

第3波、第4波では、入所陽性者は施設にそのまま留め置きされました。老人保健施設、特別養護老人ホーム等は、介護施設であり医療機関とは全く違い、陽性者に対応できる体制も設備もありません。

通所サービス利用の陽性者も、ほとんどの方が入院できず、自宅で急変し亡くなられたケースも多くなりました。

現場では、行政に対して、状態が悪い利用者の入院依頼を繰り返し行いましたが、「85歳以上の高齢者については搬送しないことになった」「65歳以上でもリカバリーが望めない方は搬送しない」「サーチ80で死亡診断書を書くための搬送であれば可能」「他にもっと状態の悪い方がいるので難しい」など、まさに命の選別を実感しました。

このようなことが繰り返されることのないよう、入院体制の確立を要望します。

2. 集団感染が発生した介護事業所への空床補償及び休業補償の拡充を行うこと

入所施設では、留め置きされた陽性者の治療期間、濃厚接触者の待期期間中は、事業を休止することとなるため、一定期間の空床が発生します。通所事業においても、一定期間休業することとなります。私どもの老人保健施設では630万円、特別養護老人ホームでは1,600万円もの減収となりました。

第3波、第4波で多くの介護事業所で集団感染が発生しましたが、どこの施設も厚労省、自治体、関係諸団体からの通知や情報に則り感染対策を行っています。無症状で感染を拡大させる新型コロナウイルスが事業所内に入ってくることは防ぐことができないという前提で感染対策を行っています。

集団感染を起こした事業所の自己責任ではなく、空床及び休業補償を行うべきであると考えます。

3. 集団感染発生時のかかり増し費用の上限を撤廃すること

第3波、第4波での集団感染発生時は、利用者が施設に留め置きされたため、感染防護具、施設消毒経

費、感染性廃棄物処理、ユニフォームのクリーニング等々、莫大な対策費用が発生しました。集団感染発生時のかかり増し費用は2021年4月から上限が設定されており問題です。少なくとも第4波で留め置きがあった介護施設については、上限なく請求できるようにすることを求めます。

4. 集団感染発生時の慰労金・協力金の拡充すること

2020年6月末までに集団感染が発生した事業所の職員に対しては1人20万円の慰労金が支払われました。しかし、同年7月以降にクラスターが発生した事業所に対しては慰労金が支給されません。

また、在宅の濃厚接触者に対応した職員に対しては市から協力金が支払われますが、施設で濃厚接触者に対応しても協力金の支払いはありません。濃厚接触者の対応は、個別の感染防護具着脱など、陽性者対応同等、もしくはそれ以上の精神的・肉体的疲労を伴います。集団感染発生時の慰労金の支給を検討するとともに、施設内の陽性者に対応した職員への協力金の増額と濃厚接触者に対応する職員に対しても協力金の支給することを求めます。

5. 集団感染発生時のPCRスクリーニング検査を全て補償すること

集団感染が発生した場合、収束にむけてPCR検査を繰り返すことの重要性は明確です。現在、医師が必要と判断すれば5回目までは公費負担を認めていただけるようになってきましたが、集団感染の規模や内容によっては、5回で終わらないケースも多くあります。医師が必要と判断した場合、集団感染収束するまで、回数を制限せずPCR検査の補償を求めます。

6. 介護事業所職員に毎月PCR定期検査を実施すること

6月から施設職員を対象に始まっている唾液PCR検査ですが、3ヶ月に1回のペースではプール検査としての有効性が十分に発揮できません。国や県の目指す回数となるよう尼崎市への指導を求めます。

7. 感染発生時に各施設に支給する感染防護具の充実させること

集団感染発生し、利用者が留め置きされた場合、職員には医療機関同様の感染防護具が必要となります。しかし、自治体から支給されたガウンは使いにくく、N95も支給はなく、ガウン、プラスチック手袋も不足している状況でした。

今後の感染拡大にむけて感染防護具の充実を求めます。

8. 介護事業所職員、利用者のワクチン接種を医療従事者と同じ優先順位とすること

新型コロナウイルスワクチンの接種については、介護事業所は、医療従事者の後の優先順位となり、介護事業所の中でも通所や訪問事業、居宅介護支援事業所等はさらに後廻しとなりました。介護事業利用者は複数のサービスを利用していることも多く、改善が求められます。次回のワクチン接種にむけては、介護事業所職員が医療従事者と同じ優先順位でのワクチン接種を求めます。

以上